



記事 1. 障害者差別解消法に基づく事業者対応指針に係る説明会を開催
2. 「地下鉄施設の保守、維持等に関する研究会」(第 8 回土木部会)
を開催

1. 障害者差別解消法に基づく事業者対応指針に係る説明会を開催

去る 12 月 17 日 (金) 14 時から、エッサム神田ホール 4 階会議室において、国土交通省総合政策局安心生活政策課課長補佐東野文人氏のご出席の下、17 事業者 40 名の参加を得て、「障害者差別解消法に基づく事業者対応指針に関する説明会」を開催しました。

平成 25 年 7 月に公布された「障害者の差別の解消の推進に関する法律 (以下「障害者差別解消法」という。) が、平成 28 年 4 月に施行されるのを前に、国土交通省が、本年 11 月 6 日に、同法に基づいて、所管事業者が障害者に対する差別や、合理的配慮の不提供等の行為を行うことがないよう、事業者の遵守すべき対応指針 (ガイドライン) を定めて公表したことを受け、日本地下鉄協会会員事業者に、「障害者差別解消法」制定の背景と法律の概要、それを受けた対応指針 (ガイドライン) の内容と留意事項等について、国土交通省総合政策局安心生活政策課の東野課長補佐にご説明いただいたものです。



また、引き続き、障害者の公共交通利用に関して造詣の深い、交通エコロジー・モビリティ財団の沢田課長代理から、エコモ財団で実施している交通事業者の職員向け研修の案内、鉄道を利用している障害者と鉄道事業者に対して行ったアンケートの概要、バリアフリーを進めるうえでの留意事項等について、講演いただきました。

参加者からは、ガイドラインに関して、差別に該当しない「正当な理由」についての具体例や、「事前の改善措置に対する予算措置の状況」等についての質問が出され、東野課長補佐から丁寧な回答をいただきました。特に「障害者には丁寧な説明が求められる。『安全』は、判断の観点であって、理由そのも



のではなく、どのようなことが生じて、安全が脅かされるかを客観的に説明できる様にしなければならない。」ことが強調されていました。

また、エコモ財団の沢田課長代理には、同財団が実施している「交通サポートマネージャー研修」を事業者の施設で実施すること（出前の研修）が可能か、との質問が出され、「障害当事者が講師として参加できるようにバリアフリー化されていれば可能」との回答がなされました。

その他、地方公務員として「対応要領」の適用を受けつつ、鉄道事業者として「対応指針」に対応しなければならない公営地下鉄事業者の職員についての考え方など、質疑応答にとどまらず、終了時間の間際まで、積極的なディスカッションが行われました。



2. 「地下鉄施設の保守、維持等に関する研究会」（第8回土木部会）を開催

去る12月22日(火)の14時から、エッサム神田ホール9階プレゼンルームにおいて、地下鉄施設の保守、維持等に関する研究会「第8回土木部会」を開催しました。

この土木部会には、札幌市から福岡市までの地下鉄11事業者から土木構造物の保守管理に携わる実務者20名及び（公財）鉄道総合技術研究所の専門家4名が参加しました。今回の議題は、前回に続き「構築の保全の現状と課題等」としており、最初に東京地下鉄(株)から、「東京メトロの土木検査におけるICT化」について発表がありました。東京地下鉄(株)では、構築検査において、検査員がタブレットを活用しながら収集した検査データをデータベースに蓄積して表やグラフに整理することで、路線の塩害や中性化等の状況を可視化できるため、組織全体が検査結果を共有化できるとともに判りやすいシステムとなっています。この他、漏水、ひび、浮き等の変状間の因果関係により変状の観測確率の算出や、構造物の健全度を数値化して表す「維持管理指標」を開発するものでした。この東京地下鉄(株)での土木検査のICT化は、構造物の長期保全を目指す他の事業者にとって、大いに参考となる発表でした。

東京地下鉄(株)による発表



次に、大阪市交通局より「構築保守について」発表がありました。大阪市の地下鉄は、8路線129.9kmで営業しており、この内の70.2km(50.9%)は、建設後40年以上が経過した区間となっています。構築保守に関する方針としては、発見された変状に対して、施設の保護や安全運行のために構築を補修する「事後保全」と変状が顕著化する前に発生原因の抑制と構造上の弱点を補強する「予防保全」にわけてそれぞれ実施しており、構築補修は、変状の状況に応じて、表面保護被覆、断面修復等を使い分けている。また、予防保全としては、地下トンネルでは中性化の進展防止や剥落防止対策として可視性のある難燃性の材料での構築表面被覆、また、高架部は、ガラス

クロスによる高欄被覆を行いコンクリートの劣化と剥落の防止に努めているとの報告がありました。



続いて、名古屋市交通局より、現在実施中の「地下鉄構造物のアセットマネジメント」の具体的プロセスについて発表がありました。名古屋市交通局では、コンクリート構造物の現地調査の結果等を踏まえて劣化予測式を作成し、ライフサイクルコストを算出することで、長期的で合理的な維持管理計画を策定しています。

具体的には、トンネル全線を 20m 毎に区分し、構造物定期検査の結果から区間毎の健全度を評価し、予測する中性化の進行速度や鋼材腐食の開始時期等から、一方、高架橋では、塗膜厚調査、探傷調査及び振動加速度調査等の結果に補修費用の平準化を考慮して、トンネルや高架橋の維持管理計画を策定するもので、今後、他の鉄道事業者にも波及していくことが期待できる貴重なお話しを伺いました。

福岡市交通局による発表



最後に福岡市交通局から「構造物の維持管理と補修」について発表がありました。

福岡市営地下鉄の構造物定期検査の結果では、運転保安や旅客及び公衆などの安全に対する影響度が高い「健全度 A」（健全度が低く措置の必要ある評価）の箇所がなく、地下鉄全線で良好な検査結果が得られており、

したがって、将来、「健全度 A」になる恐れのある「健全度 B」の箇所について、予防保全の観点から、トンネル部では塩害対策、高架部では中性化対策について 10 ヶ年の補修計画を定めて実施していますとの報告がありました。

今回の土木部会は、地下鉄事業者からの 4 件の発表をもとに、鉄道総研の専門家を交えて議論したもので、とても有意義な研究会となりました。

【お知らせ】

- ☆ 協会 HP の「運転席からの展望(動画)」に、動画をアップしました。
 - ・札幌市営地下鉄「南北線」
- ☆ 協会 HP の「国の動き」に、平成 28 年度予算関連資料を掲載しました。
 - ・「自動車局関係予算決定概要」
 - ・「地方財政対策の概要」
 - ・「地方債計画」

【予告】

平成 28 年 1 月上旬に横浜市営地下鉄「ブルーライン」を、協会 HP の「運転席からの展望(動画)」にアップします。 ご覧下さい。

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp